

平成 23 年 8 月 4 日

会員協同組合
理事長 各位

全国ビジネスサポート協同組合連合会
技能実習生事業支援委員会
委員長（副会長） 菅 守

NBCC 通信 技能実習生事業 監理団体の役員監査について

外国人技能実習生事業の監理団体による役員監査の件でご連絡申し上げます。

間もなく届けられます「7月15日開催の全体会議議事報告」に添付されます、各組合にとり関心の高い『技能実習生事業、監理団体の役員による監査について』を別送いたしますので、ご査収下さい。

3ヶ月に1回以上の、役員（理事・監事）による受入企業に対する直接監査は大きな負担があったことと存じます。全体会議にて報告がありました通り、この件に関し法務省入国管理局に「どうしても役員でないといけないか」との趣旨の問合せをしたところ、『役員の指示に基づき責任ある職員が監査することについて許容する』との、公式見解である回答を得ることができました。これは、広域圏組合であったり役員数が少なく、組合の他の役員業務に大きな支障が生じていた組合にとり、法務省入国管理局の実態を配慮いただく柔軟対応の見解は、とてもありがたい朗報といえるものです。

ただし、役員が直接監査できない場合「役員の指示に基づいて責任ある職員に監査を代行させる」

- ・「役員は決められた監査項目に基づき忠実に監査されたかの報告を必ず受け監理する」
- ・「監査に不備があった場合、指示した役員が知らなかったという責任逃れを行うことがあってはならない。必ず監査と報告に責任を負うこと」が、当然のことながら求められますので厳格に履行して下さい。

なお、入管で理解されない場合は、添付の書面に基づいて説明をして下さい。万一、疑問を抱かれた場合は、香坂専務理事までご一報下さい。

以上